

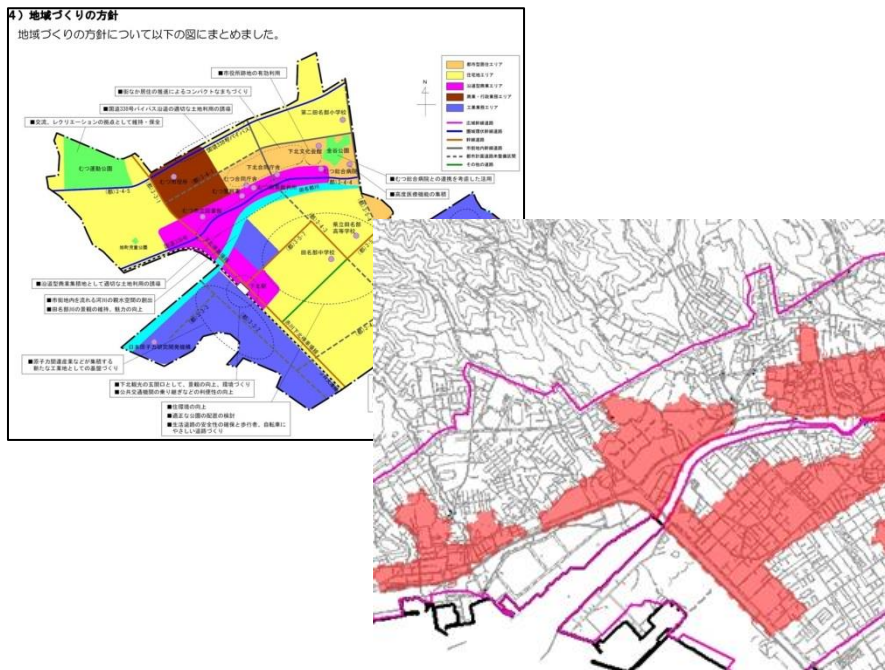
むつ都市計画の見直し 補足説明会
原案について
変更についての考え方

(用途地域の変更、準防火地域の変更、
特別用途地区の変更)

2018.2.1 18:00～ 本庁舎大会議室A

平成29年11月2日開催の原案説明会でのご意見

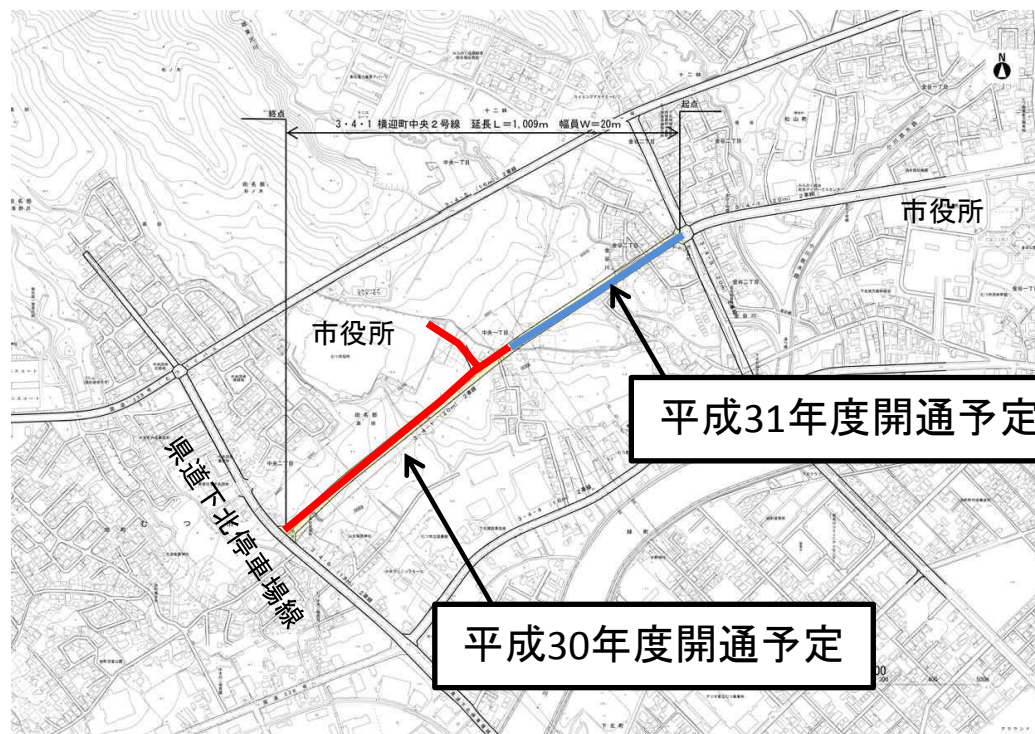
- 現在整備を進めている都市計画道路沿道の、県道下北停車場線から市役所の裏辺りまでは、大規模な未利用地となっているエリアなので、第二種住居地域でなく、もっと稼げる、そして市民が楽しめ憩えるような活性化された街にするため、用途地域を緩めてもらえませんか。



- 都市計画マスタープランでの商業・行政業務エリアとしての地域づくりの方針
- 立地適正化計画での都市機能誘導区域となっている

都市計画マスタープランや立地適正化計画などを踏まえると、商業系の用途地域（近隣商業地域や商業地域）に指定することもあり得る。

現在、都市計画道路「横迎町中央2号線」が整備中。

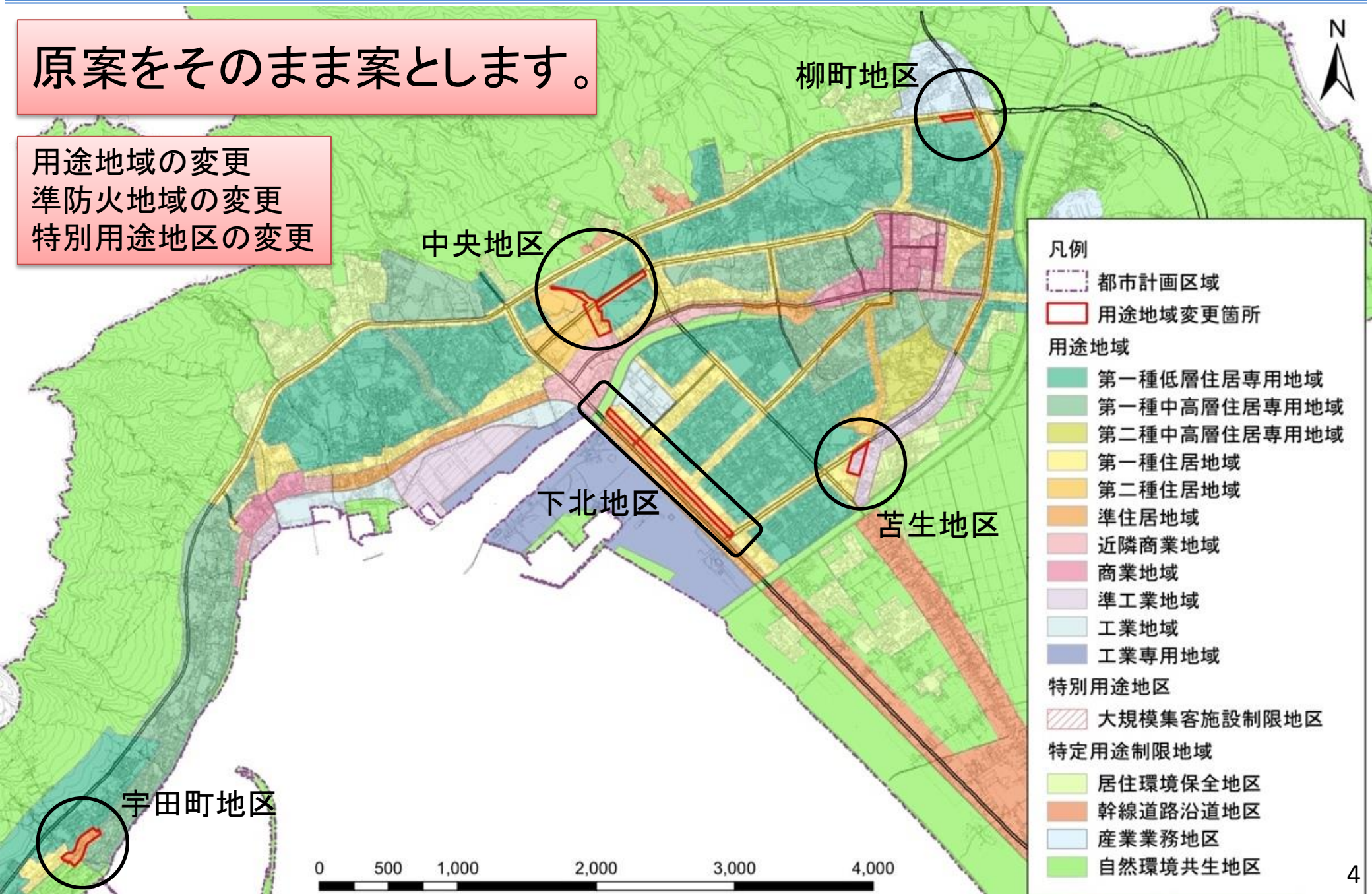


全線開通前に商業系にすることで、市役所や周辺への通過交通量が増大し、道路インフラへ過度な負荷が生じることとなる。

そのため、全線開通後に変更することが望ましい。

原案をそのまま案とします。

用途地域の変更
準防火地域の変更
特別用途地区の変更



- 凡例
- 都市計画区域
 - 用途地域変更箇所
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
- 特別用途地区
- 大規模集客施設制限地区
- 特定用途制限地域
- 居住環境保全地区
 - 幹線道路沿道地区
 - 産業業務地区
 - 自然環境共生地区



1. 検討会……………平成29年6月6日
2. ご意見・ご要望の受付……………6月7日から7月10日まで
3. 素案説明会……………9月13日
4. 素案へのご意見・ご要望受付……………9月14日から27日まで
5. 原案説明会……………11月2日
6. 原案縦覧・公述人募集……………11月3日から11月16日まで
7. 都市計画公聴会……………11月21日(公述人の申出が無い場合開催せず)
8. 17条縦覧(居住調整地域)……………12月14日から12月27日まで(意見書の提出無し)
9. 17条縦覧(用途地域等の変更)……………平成30年2月6日から2月19日まで
10. 都市計画審議会……………3月19日
11. 都市計画決定……………4月1日

スケジュールは変更となる場合がありますので、市ホームページをご覧になるか、または都市政策課までお問い合わせください。